

施策目標・具体的方策の構成

施策目標 1 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

大和市文化芸術振興条例第 2 条（基本理念）

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることをかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする

平成 20 年度 文化・芸術に関するアンケート調査

文化芸術の鑑賞を行っている市民の割合

「ほとんどしていない」(37%)、「半年に 1 回程度」(33%)

自ら創造活動を行っている市民の割合

「ほとんどしていない」(75%)、「半年に 1 回程度」(8%)

具体的方策 1-1 良質な文化芸術を日常的に触れることのできる機会の充実

文化芸術振興審議会からの意見

- ・文化芸術活動の裾野をもっと広げるために、全く触れていない人たちに文化芸術に触れてもらう取り組みもあわせて進めていく必要がある。
- ・子育てをしている方たちが参加したいと思えるイベントや企画なども実施していく必要がある。
- ・文化芸術の大切さが、まだ、市民に十分に理解されておらず、文化芸術に関心を持ってもらう取り組みを進めていく必要がある。

具体的方策 1-2 文化的行事や文化芸術活動に関する情報の収集・提供

平成 20 年度 文化・芸術に関するアンケート調査

文化芸術を振興するために市が取り組むべきと思うこと。

「文化芸術の鑑賞や参加をするための情報提供」(42%)

具体的方策 1-3 文化芸術活動への参加を促す取り組みの推進

文化芸術振興審議会からの意見

- ・参加していない人たちをどのようにして活動に巻き込んでいくかが重要である。
- ・「健康創造都市やまと」をつくるためには文化が必要であるというキャンペーンをしていただきたい。
- ・シニア世代の力を活かして、文化芸術がもっと身近に感じられる取り組みがあればよいと思う。

具体的方策 1 - 4 市民の主体的な文化芸術活動への支援

文化芸術振興審議会からの意見

- ・活動している方々への支援は必要である。
- ・学校での日本文化の体験を通じて、長く修行をしよう、お稽古をしようという子どもたちがでてきたとしても、地域にその受け皿がないと続けることができないため、行政は、地域にいるこうした担い手に対し、+ の補助をする必要がある。

具体的方策 1 - 5 文化芸術関係者のネットワークの構築

文化芸術振興審議会からの意見

- ・大和市には、様々な分野で文化芸術に携わっている方がいる。こうした方々の力、すなわち、地域力だとか人間力を発揮できる環境を整備する必要がある。

施策目標 2 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

大和市文化芸術振興条例第5条（子どものための施策推進）

市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、子どもが文化芸術に親しむための施策を推進するものとする。

平成20年度 文化・芸術に関するアンケート調査

文化芸術を振興するために力を入れる対象。「小・中学生」(67%)

具体的方策 2 - 1 質の高い文化芸術に触れる機会の確保

文化芸術振興審議会からの意見

- ・小中学生のときに、これすごい、私もやってみたいと憧れる存在、すなわち本物のアーティストと出会うことが非常に大切である。
- ・生の歌声やピアノの音は子どもたちにインパクトを与える。
- ・本物を小中学生のうちに見せてあげたい。

具体的方策 2 - 2 文化芸術の参加体験機会の確保

具体的方策 2 - 3 創造活動の成果を発表する機会の確保

文化芸術振興審議会からの意見

- ・文化芸術の最初学歴を身につけるためには、子どもたちに対して、文化芸術に触れ合える機会を早く、たくさんつくる必要がある。
- ・子どもたちのアフタースクールを、社会教育の立場で、地域で支えることが重要である。
- ・参加していない人の一つの塊は子どもたちである。文化芸術活動を推進するにあたっては、子どもたちと地元にいる高齢者をどうつないでいくかといった発想が求められる。

具体的方策 2 - 4 子どもの読書活動の推進

施策目標 3 文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

大和市文化芸術振興条例第 2 条（基本理念）

文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。

大和市文化芸術振興条例第 3 条（市民の役割）

市民は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する役割を担うものとする。

大和市文化芸術振興条例第 4 条（市の役割）

市は、市民が文化芸術に親しむとともに、文化芸術を継承し、創造し、及び発信することができるよう環境の整備を図るものとする。

具体的方策 3 - 1 若者の創造活動への支援

平成 20 年度 文化・芸術に関するアンケート調査

文化芸術を振興するために力を入れる対象。「高・大学生」(41%)

具体的方策 3 - 2 伝統文化継承者の発掘、育成

具体的方策 3 - 3 文化芸術プロデューサー、文化芸術ボランティアの育成

文化芸術振興審議会からの意見

- ・大和が持つ地域力や人間力をきちんとプロデュースできる力が必要である。

具体的方策 3 - 4 アーティストバンクの整備

文化芸術振興審議会からの意見

- ・文化芸術に関連する人材バンクが必要である。
- ・文化芸術の指導は、その文化に精通していることに加え、教育的な視点を持った人物でなければならないので、こうした人材を行政が推薦するとか、そういう人材を紹介するような仕組みをつくるべきである。

施策目標 4 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

大和市文化芸術振興条例第3条（市民の役割）

市民は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する役割を担うものとする。

大和市文化芸術振興条例第4条（市の役割）

市は、市民が文化芸術に親しむとともに、文化芸術を継承し、創造し、及び発信することができるよう環境の整備を図るものとする。

具体的方策 4 - 1 新たな文化芸術拠点の整備推進

平成20年度 文化・芸術に関するアンケート調査

文化芸術を振興するために市が取り組むべきと思うこと。

「施設の充実」(34%)

このほか、自由意見でも多くの方がホール建設をはじめとする施設整備を要望している。

文化芸術振興審議会からの意見

- ・市民の皆さんにホールに対する理解を広めるための取り組みを早くから着手した方が良い。
- ・建設のための積立金を予算化していくことが必要である。
- ・ホールを支える人材を育てていくことが必要である。

具体的方策 4 - 2 文化芸術週間での集中的な事業展開

文化芸術振興審議会からの意見

- ・現在行われている文化祭を多くの方がワクワクできるものにするための具体的なテコ入れが必要である。
- ・大和市に文化の核をつくるための働きかけをしてもらいたい。

平成20年度 文化・芸術に関するアンケート調査

文化芸術を振興するために市が取り組むべきと思うこと。

「魅力ある文化イベントの開催」(41%)

具体的方策 4 - 3 文化芸術の振興に寄与した者の顕彰

大和市文化芸術振興条例第 9 条（顕彰）

市は、文化芸術の継承、創造及び発信に努め、本市の文化芸術に親しむ環境づくりに寄与したもののうち、その功績が特に顕著なものについて、顕彰に努めるものとする。

具体的方策 4 - 4 文化芸術と観光との連携

文化芸術振興審議会からの意見

- ・伝統的なものでも新しいものでもいいが、年に 1 回、その時に心が燃えるような、大和ではこの日にこういうフェスティバル、お祭りがあるというものを振興していってもらえると、市民としては、生きている実感がして、文化がまさに心の栄養となる気がする。
- ・文化財や芸術文化に関わる施設のイラストマップなどをつくって、市民が身近に見てもらえるような工夫が必要である。

施策目標 5 多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

大和市文化芸術振興条例第 6 条（多文化共生のための施策推進）

市は、国籍、民族等の異なる市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生するための施策を推進するものとする。

具体的方策 5 - 1 日本人市民が異文化を知る機会の確保

具体的方策 5 - 2 外国人市民が日本文化を学ぶ機会の確保

具体的方策 5 - 3 文化芸術交流活動の促進